



平成 25 年 3 月 21 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成 24 年(仮)第 9 号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・岡山地方裁判所平成 21
年(仮)第 8 号)

口頭弁論終結の日 平成 24 年 1 月 25 日

判 決

岡山市中区沢田 536 番地 2

控訴人兼被控訴人 (以下「1 審原告」という。)

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

同 代 表 者 理 事 和 田 啓 二

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 光 成 卓 明

同 東 隆 司

岡山市北区大供 1 丁目 1 番 1 号

被控訴人兼控訴人 (以下「1 審被告」という。)

岡 山 市 長

高 谷 茂 男

同 訴 訟 代 理 人 佐々木 基 彰

同 奥 野 哲 也

同 指 定 代 理 人 岡 崎 泰 治 郎

同 島 博 幸

岡山市北区大供 1 丁目 1 番 1 号 岡山市議会内

1 審被告補助参加人 公 明 党 岡 山 市 議 団

同 代 表 者 団 長 磯 野 昌 郎

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 鵜 野 一 郎

主 文

1 本件各控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

2 1 審被告は、岡山市議会における会派「新風会」に対し、102万3



495円及びこれに対する平成24年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

3 1審被告は、1審被告補助参加人に対し、5215円及びこれに対する平成24年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

4 1審被告は、岡山市議会における会派「ゆうあいクラブ」に対し、131万6405円及びこれに対する平成24年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

5 1審被告は、岡山市議会における会派「政隆会」に対し、95万6351円及びこれに対する平成24年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

6 1審被告は、岡山市議会における会派「市民ネット」に対し、29万9244円及びこれに対する平成24年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

7 1審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

8 訴訟費用（補助参加により生じた費用は除く）は第1、2審を通じてこれを8分し、その1を1審被告の負担とし、その余を1審原告の負担とし、補助参加により生じた費用は、これを500分し、その1を1審被告補助参加人の負担とし、その余を1審原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 1審被告は、岡山市議会における会派「新風会」に対し、680万3737円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

- (3) 1審被告は、1審被告補助参加人に対し、380万9125円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- (4) 1審被告は、岡山市議会における会派「ゆうあいクラブ」に対し、558万7808円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- (5) 1審被告は、岡山市議会における会派「政隆会」に対し、604万3607円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- (6) 1審被告は、岡山市議会における会派「市民ネット」に対し、359万6101円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- (7) 1審被告は、岡山市議会における会派「日本共産党岡山市議団」に対し、352万0971円及びこれに対する平成20年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

2 1審被告

- (1) 原判決中、1審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、1審原告が、1審被告に対し、岡山市議会の会派6団体が平成19年7月1日から平成20年3月31日までの間に支出した政務調査費の一部に使途基準に違反する違法な支出があり、岡山市は、上記各会派に対し、違法な支出相当額につき不当利得返還請求権及びこれに対する法定利息請求権（民法704条）を有しているのに、それらの行使を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、上記各会派に不当利得金及びこれらに対する政務調査費に関する収支報告がされた日の翌日である平成20年5月



1日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を請求するよう求めた事案（住民訴訟）である。

原判決は、1審原告の請求を一部認容したところ、1審原告及び1審被告がそれぞれ本件各控訴をした。

2 本件の関連法令等の定め、行政規則、取扱い、争いのない事実等及び争点（争点に関する当事者の主張を含む。）は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1ないし3（原判決3頁24行目から同25頁18行目まで）及び原判決別紙1（原判決115頁から同282頁まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁13行目の「第14項及び第15項」を「第14項（上記(1)の13項に当たる。）及び第15項（上記(1)の14項に当たる。）」と改める。

(2) 原判決17頁19行目の末尾に、改行して次のとおり付加する。

「 また、個々の市政報告紙には、本判決添付別紙一覧表のとおり市政に関する調査研究に当たらない箇所があるから、当該部分（除外率）を除いた按分支出のみが許される。なお、別紙一覧表の理由欄記載の数字（①ないし⑥）の意味は次のとおりである。

- ①議員本人の写真又は似顔絵
- ②議員の経歴・プロフィール
- ③挨拶文等で市政に関する具体的な内容を含まない記載
- ④議員の行動日程等で市政に関する具体的な内容を含まない記載
- ⑤議員の選挙区を表示する記載
- ⑥その他市政に関する調査研究に該当しない記載」

(3) 原判決23頁8行目の末尾に、改行して次のとおり付加する。

「 市政報告紙は、市民に興味を持って読んでもらう手段として、写真や似顔絵、議員のプロフィール、コーヒーブレイク的なコメント等を記載して



いるのであり、それが主たる目的でないことは明らかであるから、按分の必要はない。」

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、1審原告の請求は、主文認容の限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却するべきであると判断する。その理由は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4（原判決25頁20行目から同113頁19行目まで）及び原判決添付別紙2（原判決283頁から同449頁まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決30頁12行目の末尾に、改行して次のとおり付加する。

「また、大阪市、広島市、広島県福山市等への移動に公共交通機関を利用するることは自然かつ社会通念上相当なことであるから、視察先までの高速道路等が存在し、公共交通料金についての領収証がないからといって、自家用車で移動したことを隠して公共交通料金の支払を受けたことが疑われると直ちにはいえない。」を付加する。

2 原判決31頁20行目の「機器は」の次に「汎用性が高く、相当期間の使用が予定されるものであるから、」を付加する。

3 原判決32頁19行目の末尾に「なお、グーグルマップ等を利用すればより安価であるとしても、住宅地図の購入が社会通念上不相当な支出であると直ちにはいえない。」を付加する。

4 原判決33頁19行目の末尾に、改行して次のとおり付加する。

「県民ガイド新聞、鳥城新報、県政新聞は、いずれも岡山県民や県政に関する事項が記載されたものと推認でき、かつ、従前岡山県庁や岡山市役所で購読されていたというのであるから（甲Dオ4の2、13の2、乙Dエ1、弁論の全趣旨），その情報価値が必ずしも明らかでないとしても、地方議会の担う役割の重要性や議員の自主性・自立性を考慮すれば、その購読が議員の



行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性がないとはいえない。」

5 原判決35頁2行目の末尾に、改行して次のとおり付加する。

「 ただし、市政報告紙は、一般の市民に興味を持って読んでもらう必要があるから、写真や似顔絵、ある程度の議員のプロフィール、コーヒーブレイク的な記載があったとしても、それだけで、議員個人の宣伝や政務調査以外の情報提供が目的であるとは即断はできない。

上記の観点から、1審原告の指摘する個別の市政報告紙等を検討する（一部、引用の原判決の理由説示と重なる部分がある。）。甲A才11の2、27の2、59の2、106の2、117の2、118の2、乙A才2ないし8、14、15、17ないし28、乙C才1、5ないし9、14、甲D才11の2、12の2、19の2、21の3、22、23の各2、24、27の各3、30ないし32の各2、33の2ないし4、甲E才6の2、15の2、23の2、25の2、29の2、31の2、33の2、35の2、39の2、44の2、54の2、73の2、82の2、乙E才8、乙F才1の各市政報告紙は、写真、似顔絵、議員の一般的な行動経過、プロフィールや挨拶、コーヒーブレイク的な記載等を含むものの、市政報告を主眼とした上で市民に親しみやすい内容のものを作成し、市民から有効なレスポンスを受けられるよう図ったものといえる。乙A才28、甲B才2の2、5の3、9の4、甲D才4の2、13の2、甲E才25の2には写真が掲載されているが、内容は基本的に市政報告であって、写真は紙面にアクセントを加えるものに止まる。甲A才68の3、78の2、92の2、117の2は、市政に関する具体的な情報を含まない箇所もある程度みられるが、いずれも市政に関連したものかコーヒーブレイク的な記載であり、こうした記載が市民からのレスポンスを促す面は否定できず、必要性ないし合理性がないものとはいえない。乙A才11、16、31、乙C才10（葉書部分）は葉書による報告である



ことから具体的な内容に乏しいことは否定できないが、後に予定された市政報告を円滑に行うためのものとして、必要性ないし合理性が認められる。

したがって、これら市政報告紙等の記載内容をもって、これに関する支出の一部又は全部が違法なものとはいえない。」

6 原判決39頁15行目の「乙Aア1」の次に「。乙Aア20によっても、やはり明らかとはいえない。」を付加する。

7 原判決40頁2・3行目の「防災活動等の市政に関連するものということができる」を「議員の議会活動に寄与せず、あるいは寄与の程度が明らかに低いとはいえないし、防災活動等の市政に関連する面があることも否定できず」と改める。

8 原判決40頁16行目の「乙Aア2」の次に「。乙Aア20によっても、やはり明らかとはいえない。」を付加する。

9 原判決41頁18行目の「できる。」を「でき、インカマヤアステカ展のセレモニー出席を兼ねたとしても、上記調査目的が否定されるわけではない。」と改める。

10 原判決42頁15行目の末尾に「乙Aア19によっても、やはり明らかとはいえない。」を付加する。

11 原判決42頁23行目の「乙Aア7」の次に「。乙Aア19によっても、やはり明らかとはいえない。」を付加する。

12 原判決43頁10行目の「いうべきでない」の次に「（議員の参加状況等の点（乙Aア8、弁論の全趣旨）からも、上記支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせる事情も認められない。）」を付加する。

13 原判決58頁7行目の「できること等からすると」を「できるし、音響機器が市政報告と無関係に使用されたことを疑わせるに足りる事情も認められないこと等からすると」と改める。

14 原判決58頁15行目から23行目までを次のとおり改める。

「(ウ) 整理番号200, 201

整理番号200, 201の支出は、議員和氣健による記念切手の購入に係る支出であり、市政報告に使用する旨記載されているところ（甲A才23, 24），これら切手は50円及び80円切手であり、記念切手であるからといって直ちに市政報告に使用することが疑わしいとまではいえないから、上記切手に係る支出が、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いているとはいえない。ただし、201の支出のうち、フレーム窓版用知床など3点については、市政に関するものとはいはず、その支出は違法である（この分については既に返済済みである。）。

15 原判決61頁2行目の「669」を「668」と改める。

16 原判決62頁21・22行目の「別紙2「違法な支出額」のとおりとなる。」を「別紙2「違法な支出額」のとおりとなる（ただし、上記で訂正した部分を訂正した額）。」と、同頁23行目の「191万3811円」を「190万5, 811円」と、同頁25行目の「103万1495円」を「102万3495円」と、各改める。

17 原判決67頁3行目から12行目までを次のとおり改める。

「(ア) 整理番号784, 785

整理番号784, 785の支出は、1審被告補助参加人の開設・運営するホームページに係る支出である。1審被告補助参加人のホームページは、議会活動や市政に関する報告に大部分のスペースが割かれており、一部議員の顔写真等も掲載されているが、全体として議会活動や市政に関する情報を提供するものと評価できるものである（乙B才5, 丙2）。したがって、整理番号784, 785の各支出を違法なものということはできない。」



- 18 原判決68頁12行目の「別紙2「違法な支出額」のとおりとなる。」を「別紙2「違法な支出額」のとおりとなる（ただし、上記で訂正した部分を訂正した額）。」と、同頁13行目の「20万3437円」を「1万4805円」と、同頁14行目の「19万3847円」を「5215円」と、各改める。
- 19 原判決69頁9行目の「いえるから」を「いえ、議員の参加状況等（乙Cア1、弁論の全趣旨）の点からも、上記支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせる事情も認められないから、」を付加する。
- 20 原判決71頁19行目の「明らかになっておらず」の次に「（平成22年9月27日付け申出に係るゆうあいクラブに対する調査嘱託の結果）」を付加する。
- 21 原判決73頁5・6行目の「上記話の内容が明らかでないこと」を「乙Cイ20（田中慎弥議員作成の書面）によっても内容が一般的なものに止まること」と改める。
- 22 原判決75頁21行目の「証拠はない」の次に「（田中慎弥議員の議会における発言（乙Cイ21の2）は平成19年6月27日にされたものであり、前日に平和資料館に行ったという内容のものであるが、運賃支出日が平成20年2月12日であるところ（甲Cイ221）、上記視察と議会発言との関係や視察前に広島平和資料館に行ったことがなかった（乙Cイ21の1）と述べていることとの関係は不明である。）」を付加する。
- 23 原判決76頁12行目の「こともせず」の次に「（乙Cイ22（田中慎弥議員作成の書面）によっても、視察内容は明瞭ではないし、「視察にあたって相手方（市役所）に連絡した」との記載と、乙Cア8の1の「実情をより詳しく知るために、事前のアポイントメントは取ることなく」との記載との関係も不明である。）」を付加する。



24 原判決 78 頁 1 行目から同頁 6 行目までを次のとおり改める。

「(ア) 整理番号 13

整理番号 13 の支出は議員升永市郎の資料（書籍）購入費であり、議員の行う調査研究活動の支出として合理性ないし相当性を欠いているとは認められない（1470 円で購入された書籍も同様である。乙Cエ3）。」

25 原判決 80 頁 16 行目の末尾に「また、飲み物を提供した店が市役所内の喫茶店であるからといって、上記会合において供されたことを疑うべき事情に当たるともいえない。」を付加する。

26 原判決 82 頁 13 行目の末尾に「ただし、上記合計 70 万 4100 円は、岡山市に返還済みである（乙Cク 10 の 1）。」を付加する。

27 原判決 83 頁 3 行目の末尾に「なお、有井清和議員は、整理番号 149 は住宅地図の購入代金であると述べるが（乙Cク 5），これを裏付ける証拠はないし、領収証（甲Cク 149）からみても住宅地図の購入代金とは思われない。」を付加する。

28 原判決 83 頁 5 行目の「別紙 2 「違法な支出額」のとおりとなる。」を「別紙 2 「違法な支出額」のとおりとなる（ただし、上記で訂正した部分を訂正した額）。」と、同頁 6・7 行目の「276 万 1411 円」を「275 万 9941 円」と、同頁 7 行目の「73 万 3597 円」を「143 万 7697 円」と、同頁 8 行目の「202 万 1975 円」を「131 万 6405 円」と、各改める。

29 原判決 93 頁 6 行目「いうべきでない」の次に「（議員の参加状況等の点から、上記支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせる事情も認められない。整理番号 8 ないし 11, 26, 30, 33, 34, 37, 41, 46, 64 ないし 66, 68 ないし 71, 74, 85 も同様である。）」を付加する。

30 原判決 95 頁 8 行目から同頁 15 行目までを次のとおり改める。



「(ク) 整理番号 23, 24

整理番号 23, 24 の支出は、それぞれ、議員田原清正の政策学習会（五月会 20 日会）の会費である。上記会合は、毎回研修テーマ（岡山市の公共交通政策など）を決め、行政担当者を講師に招く研修会であるから、その会合は市政と関連するものであるし、主催者側によって会員による会食をしながら意見交換をすることが予定され、研修会と会食がセットになっていると認められる。（以上、乙Eア 11, 12, 34）

そうすると、その会合が飲食を伴い、会費に弁当代が含まれているとしても、上記各支出が、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くものとはいえない。」

31 原判決 101 頁 9 行目の末尾に「1審被告は、特定非営利活動法人おかやまエネルギーの未来を考える会作成に係る領収証（乙Eア 35）を提出し、これには整理番号 73 が会費である旨の記載があるが、上記書証は当審で初めて提出されたものであるし、整理番号 71 の会費との関係や同 73 の金員の振込先がおひさま基金である（甲Eア 31）などの疑問が存在し、上記認定を左右するに足りない。」を付加する。

32 原判決 102 頁 11 行目の「いえない。」の次に「乙Eア 36 の内容も抽象的であって、上記認定を左右しない。」

33 原判決 105 頁 23 行目の末尾に「この点に関する議員近藤昭作成の書面（乙Eエ 13）は、従前の主張と大きく異なる内容のものであり、裏付けとなる証拠もないから、信用できない。」を付加する。

34 原判決 107 頁 17 行目から 24 行目までを次のとおり改める。

「(キ) 整理番号 127

整理番号 127 の支出は、議員下市このみの開設・運営するホームページに係る支出である。上記議員のホームページは、議会活動や市政に関する報告に相当程度のスペースが割かれており、同議員の顔写真やコーヒー



ブレイク的な内容等も掲載されているが、全体として議会活動や市政に関する情報を提供するものと評価できる（乙Eエ11、14）。したがって、整理番号127の支出を違法なものということはできない。」

35 原判決110頁10行目の末尾に「証拠（乙Eク25ないし33）も上記判断を左右しない。」を付加する。

36 原判決111頁5行目の「別紙2「違法な支出額」のとおりとなる。」を「別紙2「違法な支出額」のとおりとなる（ただし、上記で訂正した部分を訂正した額）。」と、同頁6行目の「91万9447円」を「91万0147円」と、同頁8行目の「30万8544円」を「29万9244円」と改める。

37 原判決113頁14行目及び15行目の各「本件口頭弁論終結」を「原審口頭弁論終結」と改め、同頁20、21行目を次のとおり改める。

「 もっとも、原判決は、本件各会派（日本共産党岡山市議団を除く。）につき一定額の不当利得が成立すると判断し、1審被告に不当利得返還請求権を行使するよう命じており、かつ、各会派は本件につき訴訟告知を受けていたのであるから、原判決言渡しの日からは悪意の受益者であると認めるのが相当である。したがって、1審原告の民法704条に基づく利息金を請求するよう求める請求は、平成24年5月29日以降の利息については理由がある。」

第4 結論

以上によれば、1審原告の本件請求は、上記説示の限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却するべきであるので、これと一部異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 片 野 悟 好

○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○

裁判官 檜 皮 高 弘

() 裁判官 濱 谷 由 紀

()



一 覧 表

(会派)	(市政報告紙の表示)	(理由)	(除外率)	(書証)
新風会	吉本けんじ市政報告 No1	①③④	30%	甲 A 才 11・2
同	同 No2	①④	30%	甲 A 才 27・2
同	同 No3	①④	30%	甲 A 才 59・2
同	同 No4	①④	30%	甲 A 才 106・2
同	なるもと俊一市政報告	①②③⑥	100%	甲 A 才 68・3
同	和気たけしの市政報告	①⑥	70%	甲 A 才 78・2
同	三木通信	①②③⑥	90%	甲 A 才 92・2
同	市政報告（土肥啓利）	①③⑤	50%	甲 A 才 117・2
同	市政報告（柴田健二）	①⑥	10%	甲 A 才 118・2
同	ハガキ市政報告（同）	③	100%	乙 A 才 16
同	同（同）	③	100%	乙 A 才 31
同	同（森田卓司）	③	100%	乙 A 才 11
同	市政報告（伏見源十郎）	①	10%	乙 A 才 78
公明党	岡山市議団ニュース	①	10%	甲 B 才 2・2
2008 新年号				
同	同 2008 春号	①	10%	甲 B 才 5・3
同	同 2007 秋号	①	10%	甲 B 才 9・4
ゆうあいク				
	田中しんや市議会報告	①④	10%	乙 C 才 1
2007 年 6 月議会				
同	同 2007 年 9 月議会	①④	20%	乙 C 才 6
同	同 2007 年 11 月議会	①④	10%	乙 C 才 8
同	同 2008 年 2 月議会	①④	20%	乙 C 才 14
同	ひさお News 第 29 号	①	10%	乙 C 才 7
同	ハガキ市政報告（三宅員義）	③	100%	乙 C 才 10
同	市政報告（三宅かずよし）	①②③④⑥	60%	乙 C 才 10
同	ゆうあいクラブ市政だより	①④	20%	乙 C 才 11
(楠木忠司、小林寿雄)				
政隆会	鳥城新報（5508 号）	①⑥	10%	甲 D 才 4・2

同	田口ひろし市政報告	①③	10%	甲 D 才 32・2
同	いそたに和行市政報告 15 号	①③	20%	甲 D 才 11・2
同	同 16 号	①③	20%	甲 D 才 21・3
同	同 17 号	①②④	30%	甲 D 才 22・2
同	安井聰市政報告	①③	30%	甲 D 才 12・2
同	同	①③⑥	20%	甲 D 才 27・3
同	同	①③	10%	甲 D 才 30・2
同	鳥城新報 (5519 号)	①⑥	10%	甲 D 才 13・2
同	東原透市政報告	①③④	20%	甲 D 才 31・2
同	議会活動報告 (藤原哲之)	①③	20%	甲 D 才 19・2
同	市政報告 (浦上雅彦)	①③	40%	甲 D 才 23・2
同	小川信幸市政報告	①③⑥	20%	甲 D 才 24・3
同	みやたけ博市政広報	①④	50%	甲 D 才 33・2
	(平成 19 年 9 月)			
同	同 (平成 19 年 12 月)	①④	20%	甲 D 才 33・3
	市民ネット			
	市民リポート第 195 号	①⑥	20%	甲 E 才 6・2
同	同 第 196 号	①④⑥	50%	甲 E 才 15・2
同	井本ふみひろ市政報告 6 月号	①⑥	10%	甲 E 才 23・2
同	同 19 年 9 月号	①	10%	甲 E 才 25・2
同	同 20 年新年号	①③	20%	甲 E 才 29・2
同	同 20 年 3 月号	①③	10%	甲 E 才 31・2
同	おにきのぞみ虹色通信 N01	①⑥	10%	甲 E 才 33・2
同	同 No2	①⑥	10%	甲 E 才 35・2
同	同 No3	①⑥	10%	甲 E 才 39・2
同	下市このみニュース No32	①④⑥	20%	甲 E 才 44・2
同	同 No33	①④⑥	20%	甲 E 才 54・2
同	同 No34	①④⑥	20%	甲 E 才 73・2
同	同 No35	①④⑥	30%	甲 E 才 82・2
同	同 No31	①④⑥	20%	乙 E 才 8
同	同 No31	①④⑥	30%	乙 E 才 8

共産党	岡山市政ニュース No230	①③⑥	10%	乙 F 才 1
同	河田正一市政ニュース No6	①	10%	乙 F 才 1
同	さきもと敏子市政ニュース 113 号	① ④⑥	10%	乙 F 才 1
同	同 112 号	①⑥	10%	乙 F 才 1
同	同 111 号	①⑥	10%	乙 F 才 1
同	林じゅんニュース No5	①	10%	乙 F 才 1
同	同 No3	①⑥	10%	乙 F 才 1

これは正本である。

平成 25 年 3 月 21 日

広島高等裁判所岡山支部第 2 部

裁判所書記官 豊田 真紀子

